

平成30年度
事業報告

平成30年4月 2日から

平成31年3月31日まで

一般財団法人 稲沢市文化振興財団

事業報告

一般財団法人稲沢市文化振興財団は、平成30年4月2日に設立の登記を行い、事業活動を開始しました。その第一歩として財団の目的である「市民の文化・芸術活動の振興及び生涯学習の推進に資する事業を行い、もって個性豊かな魅力ある市民文化の創造と生涯学ぶことのできる文化的なまちづくりに寄与すること」を、将来にわたって実現していくための基盤整備を行いました。

重点項目として「指定管理に向けた取り組み」「文化事業の企画運営の充実、効果的な事業の実施」「地域で活動する文化団体や大学機関等と連携した取り組み」の三点を掲げ、次の事業を実施しました。

1 指定管理者の認定

稲沢市民会館、稲沢市勤労福祉会館及び稲沢市総合体育館について、平成31年4月1日から5年間の指定管理者の指定を受け、必要な人材の確保を行いました。職員24人のほか、文化事業の企画運営提案・指導を行う人材として委嘱契約で協働担当シニアマネージャー1人を配置しました。

職員構成（平成31年4月1日現在）

部署	正規職員	再雇用職員	準職員	合計
総務課	1人	1人	1人	3人
市民会館管理事務所	3人	2人	6人	11人
勤労福祉会館管理事務所	—	2人	8人	10人
合計	4人	5人	15人	24人

2 平成31年度文化事業の計画策定

平成31年2月通常理事会において審議、承認をいただきましたとおり、市民会館を象徴する事業である「NHK全国学校音楽コンクール」や「合唱コンクール」をはじめ、協働・育成事業としてセントラル愛知交響楽団との共催による「財団設立記念コンサート」などを企画し、他にも機会提供・開拓事業、娯楽事業の計画を策定しました。また、新たな取り組みとして、勤労福祉会館においても参加型事業の計画を策定しました。さらに、一般社団法人セントラル愛知交響楽団との協力に関する包括連携協定の締結に向けた取り組みを行い、平成31年4月1日に調印式を執り行いました。

事業報告は以上のとおりであり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書は、本年度事業報告には同項に掲げる事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないため、作成いたしません。